

# 相続・後見についてご存じですか？

## ○相続について



さいたん

誰が相続人？ ……P1

遺言書が出てきたら ……P2

相続放棄の手続の流れ ……P3

後見について詳しくお知りになりたい方は、  
←こちらの和歌山家裁後見サイトをご覧ください。

## ○後見について



ご存じですか？成年後見制度 ……P4

成年後見制度の手続の流れ ……P5



かーくん

## - 和歌山家庭裁判所について -

相続・後見以外にも家庭裁判所では、家事調停、氏の変更や遺言書の検認などの手続を取り扱っています。

和歌山の裁判所については、「和歌山 裁判所」で検索、又は右のコードからアクセスして、和歌山の裁判所ウェブサイトをご覧ください。



### 住所

〒640-8143  
和歌山市二番丁1番地

### 電話番号

073-422-4191(代表)

### 裁判所への交通

JR和歌山駅から和歌山バス乗車  
南海和歌山市駅から和歌山バス乗車

「公園前」バス停下車徒歩3分  
「公園前」バス停下車徒歩3分



# 誰が相続人？

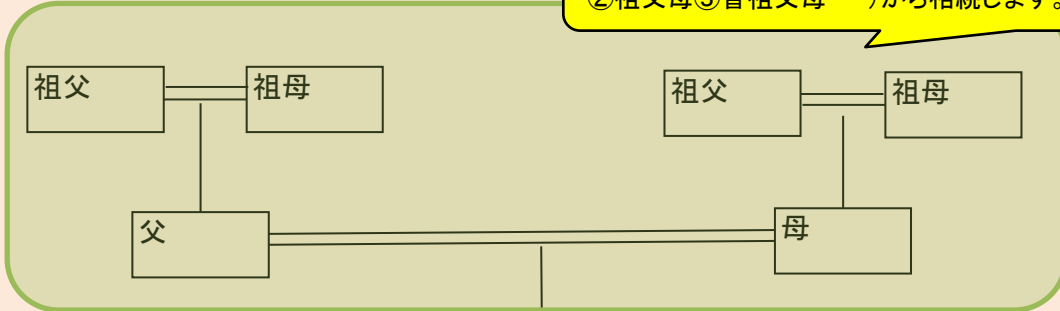
～相続には順番があります～



配偶者は、常に相続人です。  
配偶者以外の相続人には、第1順位、第2順位、第3順位があります。  
①先順位の相続人がいない場合または②先順位の相続人が相続放棄した場合、次の順位の相続人が相続します。

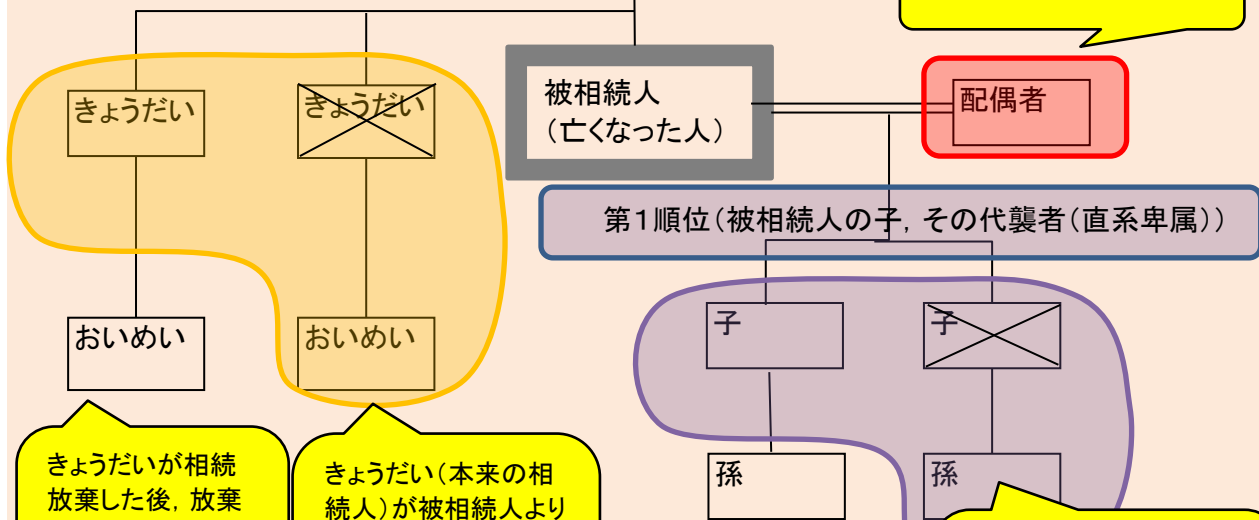
第2順位(被相続人の直系尊属)

被相続人に親等の近い順(①父母、  
②祖父母③曾祖父母...)から相続します。



第3順位(被相続人の兄弟姉妹、その代襲者(おいめい))

配偶者は常に相続人です。



きょうだいが相続放棄した後、放棄した人の子(おいめい)は相続人となりません。

きょうだい(本来の相続人)が被相続人よりも先に亡くなっている場合、おいめいが相続人となります(代襲相続といいます)。

子が相続放棄した後、放棄した人の子(孫)は相続人となりません。

子(本来の相続人)が被相続人よりも先に亡くなっている場合、孫が相続人となります(代襲相続といいます)。

相続に関する家庭裁判所の手続について調べたい場合は、裁判所のウェブサイトをご活用ください。申立書式のダウンロードもできます。



検索 裁判所 相続に関する審判

遺言書検認、相続放棄などの説明

検索 裁判所 相続に関する調停

遺産分割調停などの説明

## 遺言書が出てきたら

Q1. 父が亡くなり、自宅で遺品整理をしていたら、父の自筆の遺言書が見つかりました。家庭裁判所で何か手続を取る必要はありますか？

A1. 「遺言書の検認」という手続を取る必要があります。

Q2. 遺言書の検認とは、どのような手続なのでしょうか。

A2. 遺言書の検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

Q3. 遺言書の検認手続で遺言書を見ましたが、内容に納得がいきません。

A3. 遺言書の検認は、遺言書の有効・無効や方式の適否を判定する手続ではありません。争いがある場合は、民事訴訟等の別の手続をとっていただくことになります。

Q4. 検認手続はどのように進むのでしょうか。



A4.  
(1)必要書類(戸籍謄本等)の収集  
(2)家庭裁判所への申立て  
(3)検認期日の指定・相続人等への通知  
(4)検認期日(裁判所に来ていただいて、遺言書の状態を確認します。)

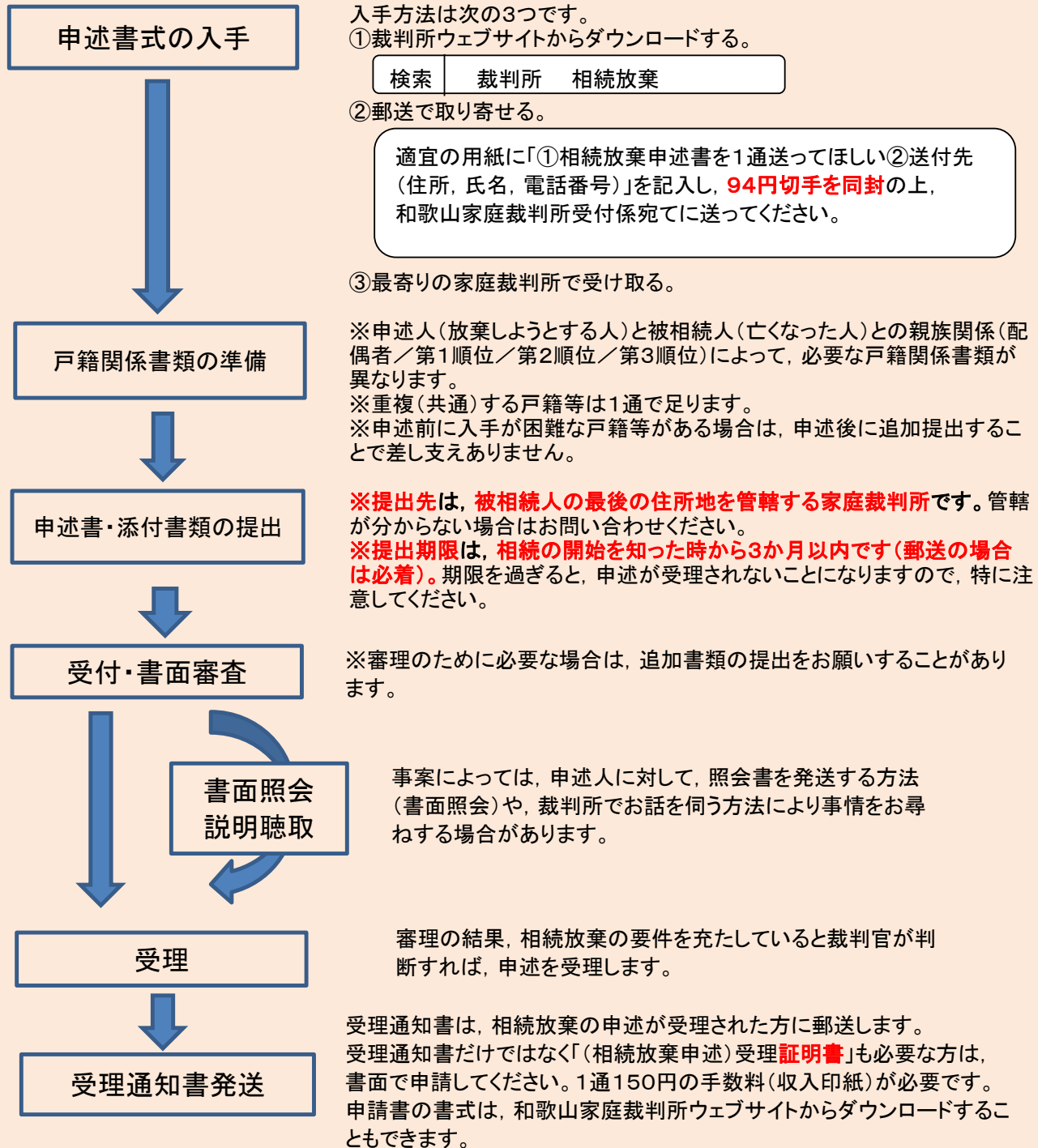
このように進行します。手続が終了した後は、検認調書が作成されます。検認調書とは、検認期日で確認した内容を裁判所書記官が調書という書面にまとめたものです。

## 相続放棄の手続の流れ

亡父の債権者から、「あなたが相続人だから、亡父の生前の借金を支払ってほしい。」という通知が届きました。父母の離婚後、父とはまったく交流がなかったので、債権者からの通知で初めて父が亡くなったことを知りました。父の遺産を相続放棄したいのですが、どうすればよいでしょうか。



※相続放棄をした人は、最初から相続人ではなかったことになり、負債だけでなく、資産(プラスの財産)も相続できなくなります。



## ご存じですか？成年後見制度

Q成年後見制度って何ですか？



認知症、知的障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方(ここでは、「ご本人」といいます。)に、権利を守る援助者(後見人等)を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

※後見人等とは、補助人、保佐人、成年後見人のことをいいます。

Q成年後見制度を使うと、どうなりますか？



例えば、次のような場合に、後見人等がご本人を支援します。

### 事例1

知的障害のある息子に代わって定期預金を解約しようとしたら、銀行の窓口で「後見人が必要」と言われた。

### 事例2

母が遺産を相続することになったけど、母は認知症なので、遺産分割の手続きを進めるには、「後見人が必要」と言われた。

**後見人等は、ご本人の代わりに、銀行や遺産分割の手続きをすることができます。**

### 事例3

家にあったことを忘れて同じものを買ってしまうことが増えた。一人暮らしではなく、グループホームに入所した方がいいのか、自分では判断できない。

**後見人等は、ご本人の思いや生活の様子を考えて、必要な福祉サービスを選んだり、施設に入所するために必要な手続きを行います。**

### 事例4

離れて暮らす両親が高齢で、物忘れが増えてきたので、詐欺に遭わないか心配している。

**だまされて契約してしまっても、後見人等は、その契約を取り消すことができます。**



～申立てをしようと思ったら～

## 成年後見制度の手続の流れ

申立書式の入手

最寄りの家庭裁判所で受け取ることができます。この際に手続の流れや必要な書類等についてご案内しています。予約制になっている庁もありますので、事前にお問合せください。和歌山家庭裁判所後見サイトからダウンロードしたり、郵送で取り寄せることもできます(別途切手が必要です。)



診断書, 本人情報シートを準備

診断書は医師に, 本人情報シートは福祉関係者に記入してもらいます。診断書・本人情報シートの用紙は申立書式にあります。



必要書類を集めて書式を作成, 提出

申立先は, ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。管轄となる裁判所が分からない場合は, 最寄りの家庭裁判所にお問合せください。



面接または調査

申立人や後見人等の候補者に家庭裁判所にお越しただいて申立てのいきさつやご本人の状況などをうかがいます。また, 必要に応じてご本人の面接を実施したり, 判断能力について, 精神鑑定を行う場合もあります。



審判

審判後, 2週間の不服申立期間が経過すると, 審判が確定し, 後見人等の仕事が始まります。



定期報告

後見人等は, 年に1回, 和歌山家裁ではご本人の誕生月に報告をお願いしています。



後見等事務の終了

ご本人の判断能力が回復した場合またはご本人が死亡した場合, 後見等事務は終了し, 本人財産は後見人等からご本人または相続人に引き継がれます。



家庭裁判所のほか, 市町村に設置されている地域包括支援センターや社会福祉協議会, 成年後見制度に関わる専門職の団体(弁護士会, 司法書士会, 社会福祉士会など)に, 成年後見制度を利用するための手続, 必要な書類などを相談することもできます。